

別表一

大阪府建築基準法施行条例等の明示すべき事項【案】

項	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
条例第4条の規定が適用される建築物		付近見取図	災害危険区域の位置及び種別
		配置図	災害危険区域の境界線 建築物及び急傾斜地の位置
		二面以上の断面図	急傾斜地の形状及び高さ 基礎及び主要構造部の位置及び構造
	条例第4条第1項ただし書の規定が適用される建築物	第4条第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造及び用途に関する事項
	条例第4条第2項ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図 防護措置の構造詳細図	防護措置の位置 防護措置の構造、材料の種別及び寸法
条例第5条第1項の規定が適用される建築物	条例第5条第1項の本文の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の歩道及び車道の位置及び幅員 角地の隅角をはさまる長さ二メートルの二等辺三角形の部分 擁壁その他の工作物の位置及び構造
	条例第5条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	道路の街角の切り取りの位置及び寸法 角地の隅角の角度
条例第5条第2項の規定が適用される建築物		条例第5条第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造及び用途に関する事項
条例第6条の規定が適用される建築物	条例第6条第1項第1号及び第2号の本文の規定が適用される建築物	配置図	各戸の主要な出入口の位置 けた行の長さ
		配置図	各戸の主要な出入口の位置 道路に通ずる幅員三メートル以上の敷地内通路の位置 敷地の奥行き寸法
	条例第6条第1項第1号ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
		床面積求積図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	条例第6条第1項第2号ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
耐火構造等の構造詳細図		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
条例第6条第2項の規定が適用される建築物	条例第6条第2項の認定又は第86条の2第1項～3項までの規定による認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する事項	
条例第6条の2の規定が適用される大型自動回転ドアを設ける建築物		平面図	自動回転ドアの位置、寸法及び回転方向 低速回転ボタン及び非常停止ボタンの位置
		断面図	低速回転ボタン及び非常停止ボタンの位置
		自動回転ドアの仕様書	自動回転ドアの内側の直径 戸先の最大回転速度及び低速回転速度
		自動回転ドアの構造詳細図	緩衝材の位置 非常時の停止機能及び構造
条例第6条の3の規定が適用される自動回転ドアを設ける建築物		平面図	自動回転ドアの位置、寸法及び回転方向 自動回転ドアに近接して設ける自動ドア等の位置 自動回転ドアの出入口の前に設ける空間の位置 自動回転ドア内部及び出入口の前の床の構造及び仕上げ
		自動回転ドアの構造詳細図	条例第6条の3第四号の構造
			避難階又は地上に通ずる階段の位置
条例第8条第1項の規定が適用される建築物	条例第8条第1項ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	階段の踏面及び回転角度 踏面の狭い方の端の寸法又は階段の下方2分の1以下の部分をまわり階段とする場合の回転角度
		各階平面図 避難口誘導灯の構造詳細図	避難口誘導灯の位置 避難口誘導灯の構造 点滅機能及び音声誘導機能を示すために必要な事項
条例第8条の2の規定が適用される建築物		各階平面図 防火戸の構造詳細図	防火戸の位置 防火戸(くぐり戸付き防火戸の場合は当該くぐり戸)の幅 段を設ける場合はその構造及び寸法
条例第9条の2の規定が適用される建築物		条例第9条の2の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造及び用途に関する事項
条例第10条の規定が適用される建築物	条例第10条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	避難階又は地上に通ずる直通階段の位置
		各階平面図 床面積求積図	避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものの位置及び構造 居室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
条例第11条の規定が適用される建築物	条例第11条ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	廊下、ロビー又は屋外に通ずる出入口の位置
		各階平面図	避難上有効なバルコニー、屋外通路、その他これらに類するものの位置及び構造
条例第12条(条例第14条、条例第34条から第36条まで、条例第41条、条例第44条又は条例第48条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	条例第12条の本文の規定が適用される建築物	配置図	道路又は公園、広場その空地に通ずる通路の位置及び幅員
		各階平面図	避難階における屋外への出口の位置 戸の幅及び開き方向
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
		耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
条例第13条(条例第44条において準用する場合を含む。)の規定が適用される建築物	条例第13条の本文の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
		2面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図	延焼のおそれのある部分 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
条例第15条の規定が適用される建築物		配置図	避難階における客用に供する主たる屋外への出口の位置 敷地が接する道又はその道に通ずる幅員五メートル以上の通路の位置
条例第16条の規定が適用される建築物		幅を算出した際の計算書	最低合計幅、階段の幅の合計及びその算出方法
条例第17条の規定が適用される建築物		各階平面図	避難階段又は特別避難階段の位置及び幅 階段の構造 開口部及び防火設備の位置
		各階平面図 階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積	最低合計幅、階段の幅の合計及びその算出方法
		幅を算出した際の計算書	最低合計幅、階段の幅の合計及びその算出方法
		二面以上の断面図	階段の構造
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表	建築基準法施行令第123条第1項第2号に規定する部分又は建築基準法施行令第123条第3項第3号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
排煙設備の構造詳細図	建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する排煙設備の構造方法		

別表一

大阪府建築基準法施行条例等の明示すべき事項【案】

項	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
	条例第18条第1項の規定が適用される建築物	配置図	道等に面しない出口の位置及び道等に有効に通ずる通路の位置及び幅員 避難廊下の位置
		構造詳細図	避難廊下の構造及び設備
	条例第19条の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	通路の地盤面上及び側端にある建築物までの寸法
		各階平面図	通路等への出口の位置及び幅員
		幅を算出した際の計算書	最低合計幅、出口の幅の合計及びその算出方法
		構造詳細図	扉の構造
	条例第19条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	車いす使用者が利用することができる部分の位置
	条例第19条の3の規定が適用される建築物	各階平面図	縦通路及び横通路の位置及び幅
		2面以上の断面図	傾斜路の位置及び勾配
		傾斜路の勾配	傾斜路の勾配
	条例第20条の規定が適用される建築物	各階平面図	縦通路及び横通路の位置
		幅を算出した際の計算書	客席の出口の位置、幅及び高さ
		構造詳細図	幅の合計及びその算出方法
		扉の構造	扉の構造
	条例第21条の規定が適用される建築物	各階平面図	客用に供する廊下の位置及び幅
		2面以上の断面図	傾斜路の位置及び勾配
		傾斜路の勾配	傾斜路の勾配
		幅を算出した際の計算書	段の位置、けあげ及び踏面の構造
		幅を算出した際の計算書	段のけあげ及び踏面の構造
	条例第22条の規定が適用される建築物	各階平面図	客用に供する階段の位置及び幅
		幅を算出した際の計算書	最低合計幅、各階の階段の幅の合計及びその算出方法
	条例第23条の規定が適用される建築物	各階平面図	各室の用途
	平成5年3月26日付け大阪府公告第37号に定める基準(以下「技術基準」という。)第3の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置及びいす席、長いす席、ます席、立見席等の種別 長いす席については客席幅、ます席、立見席については 区画ごとの面積
		客席部の定員を算定した計算書	配列形態が特定できないいす席については、客席部の面積 客席部の定員及びその算出方法
	技術基準第4の規定が適用される建築物	各階平面図	いすの前後間隔 手すり、手すり壁の位置及び高さ
		二面以上の断面図	段床に客席を設ける場合においては、前段との高低差
	技術基準第5第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置及びいす席、長いす席、ます席、立見席等の種別 いすの前後間隔 客席部の出入口の位置
		客席部の定員を算定した計算書	技術基準第5第1項(1)ア(イ)aに該当する縦通路については、その長さ 横通路の両端が客席部の出入口に直通していない場合は、その長さ 客席部に出入口を2以上設ける場合は、各客席から客席部の出入口に至る通常の歩行経路の全てに共通する重複区間の長さ 縦通路、横通路の位置及び幅員
		縦通路、横通路の必要幅を算定した計算書	縦通路、横通路の想定通過人数、及び必要幅を算定するための算式
	技術基準第5第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	縦通路、横通路の位置
	技術基準第5第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席の配置
		二面以上の断面図	傾斜路、階段状の縦通路の位置及び構造
		傾斜路、階段状の縦通路の構造	傾斜路、階段状の縦通路の構造
	技術基準第6第1項及び第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席部の出入口の位置
		客席部の定員を算定した計算書	客席部の定員及びその算出方法
	技術基準第6第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席部の出入口の幅及び構造
		客席部の出入口の必要幅を算定した計算書	客席部の出入口の想定通過人数、及び必要幅を算定するための算式
	技術基準第7第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	行き止まり廊下については、行き止まりとなる部分の長さ
	技術基準第7第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	廊下の幅 廊下の想定通過人数、及び必要幅を算定するための算式
		廊下に面する出入口の戸の幅及び構造	廊下に面する出入口の戸の幅及び構造
	技術基準第7第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	傾斜路、階段状の廊下の位置及び構造
		二面以上の断面図	傾斜路、階段状の廊下の構造
	技術基準第8第1項及び第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	劇場等及び劇場等の用途に供する部分の出入口の位置
	技術基準第8第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	劇場等及び劇場等の用途に供する部分の出入口の幅及び構造
		劇場等及び劇場等の用途に供する部分の出入口の想定通過人数、及び必要幅を算定するための算式	劇場等及び劇場等の用途に供する部分の出入口の想定通過人数、及び必要幅を算定するための算式
	技術基準第9第1項の本文の規定が適用される建築物	各階平面図	階段の配置
	技術基準第9第1項のただし書きの規定が適用される建築物	各階平面図	階段の配置及び階段の位置を明示する誘導灯の位置
	技術基準第9第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	客席部の外にあって観客が避難するときに通過する階段の幅
		客席部の外にあって観客が避難するときに通過する階段の必要幅を算定した計算書	客席部の外にあって観客が避難するときに通過する階段に流入する人数、及び必要幅を算定するための算式
	技術基準第9第3項(1)の規定が適用される建築物で特別避難階段を設ける建築物	各階平面図	階段の構造 開口部及び防火設備の位置
		二面以上の断面図	階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
		階段の構造	階段の構造
	技術基準第9第3項(1)の規定が適用される建築物で屋外避難階段を設ける建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		各階平面図	階段の構造
		二面以上の断面図	階段の構造
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		室内仕上げ表	建築基準法施行令第123条第3項第3号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
		排煙設備の構造詳細図	建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する排煙設備の構造方法
	技術基準第9第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	下段の出入口の幅
		下段の出入口の必要幅を算定した計算書	階段の出入口の戸の構造 下段の出入口において、当該階段に流入する人数、及び必要幅を算定するための算式

別表一

大阪府建築基準法施行条例等の明示すべき事項【案】

項	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
	技術基準第9第4項(1)の本文の規定が適用される建築物	各階平面図 階段の必要幅を算定するための算式	劇場等の用途に供する部分の階段の位置 4(2)に該当する場合は、当該階段に流入する人数、及び必要幅を算定するための算式
	技術基準第9第4項(1)のただし書きの規定が適用される建築物	各階平面図 階段の必要幅を算定するための算式	劇場等の用途に供する部分の階段の幅 劇場等の用途に供する部分の階段の必要幅を算定するための算式
	技術基準第9第4項(2)の本文の規定が適用される建築物	各階平面図 階段の必要幅を算定するための算式	劇場等の用途に供する部分の階段の幅 劇場等の用途に供する部分の階段に流入する人数、及び必要幅を算定するための算式
	技術基準第9第4項(2)のただし書きの規定が適用される建築物で特別避難階段を設ける建築物	各階平面図 二面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図 室内仕上げ表 排煙設備の構造詳細図	階段の構造 開口部及び防火設備の位置 階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積 階段の構造 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	技術基準第9第4項(2)のただし書きの規定が適用される建築物で屋外避難階段を設ける建築物	各階平面図 二面以上の断面図 耐火構造等の構造詳細図	階段の構造 開口部及び防火設備の位置 階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積 階段の構造 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	技術基準第10第1項の規定が適用される建築物	各階平面図	各階段の避難階における出口の幅 各階段の避難階における出口の戸の構造
	技術基準第10第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	劇場等の用途に供する部分のための階段が避難階において建物内部に面している場合は、階段の出口から建物の外までの経路の幅
	条例第24条の規定が適用される建築物	第24条の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造及び用途に関する事項
	条例第33条(条例第35条、第36条、条例第41条又は条例第44条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定が適用される建築物	各階平面図 2以上の断面図 各階平面図 準耐火構造等の構造詳細図	階段の配置 直通階段の構造 当該用途に供する部分の床面積 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び構造
	条例第37条の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
	条例第38条の規定が適用される建築物	各階平面図 各階平面図	建築物の主たる出入口の位置 男用及び女用の脱衣室の床面積
	条例第39条の規定が適用される建築物	各階平面図 室内仕上げ表 準耐火構造の構造詳細図 耐火構造の構造詳細図	浴槽の位置 浴室の面積 浴室天井の材料の種別 浴室周囲の壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 天井及び蒸室を区画する主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第39条第2項第1号の規定が適用される建築物	各階平面図	蒸室の床面積 蒸室の出入口の配置
	条例第39条第2項第2号の規定が適用される建築物	各階平面図	浴室又は蒸室の位置 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
	条例第39条第3項の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法s
	条例第39条第4項の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造の構造詳細図	浴室又は蒸室の位置 浴室又は蒸室の直上階の床の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第40条第1項の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造の構造詳細図 室内仕上げ表	ボイラー室の位置 開口部及び特定防火設備の位置 壁及び床並びに直上階の床の断面の構造、材料の種別及び寸法 特定防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第40条第1項第2号ただし書きの規定が適用される建築物	屋根の構造詳細図	天井の材料の種別 屋根の断面の構造 屋根及び梁の材料の種別及び寸法
	条例第42条の規定が適用される建築物	各階平面図	居室の床面積の合計 廊下の幅
	条例第43条の規定が適用される建築物	各階平面図 2以上の断面図	当該用途に供する部分の階ごとの居室の床面積の合計 階段及び踊り場の位置及び構造 階段及び踊り場の位置及び構造
	条例第45条の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図	共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する部分の階ごとの床面積 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第45条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	階段の配置
	条例第45条の2第1号の規定が適用される建築物	各階平面図	当該用途に供する部分の階ごとの床面積
	条例第45条の2第2号の規定が適用される建築物	各階平面図	当該用途に供する階の住戸又は住室の数
	条例第45条の2第3号の規定が適用される建築物	準耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第46条の規定が適用される建築物	各階平面図	住戸、住室又は居室の階ごとの床面積の合計 廊下の幅
	条例第47条の規定が適用される建築物	各階平面図 2以上の断面図	階段及び踊り場の位置及び構造 階段及び踊り場の位置及び構造

別表一

大阪府建築基準法施行条例等の明示すべき事項【案】

項	(い)	(ろ)	図書の種類	明示すべき事項
条例第50条の規定が適用される建築物			付近見取図	敷地周辺の交差点及び道が屈曲する位置 横断歩道橋の昇降口、路面電車の停留場、バス停留所、安全地帯及び踏切の位置 公園、幼稚園、小学校、特別支援学校、老人福祉施設その他これらに類するものの出入口の位置
			配置図	敷地の接する道の位置、幅員及び勾配 自動車の出入口の位置及び門又は自動車車庫等の用途に供する建築物の出入口の位置 前面の道の通行を見通すことができる空地又は空間の位置 道に通ずる自動車の出入口付近の車路の位置及び幅員
条例第51条の規定が適用される建築物	条例第50条第3項の規定が適用される建築物	条例第51条の本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法 令第115条の2の第1項第一号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法
条例第51条ただし書の規定が適用される建築物		条例第51条ただし書の規定が適用される建築物	配置図	自動車車庫の水平投影と隣地境界線及び同一敷地内の他の建築物(自動車車庫周辺のものに限る。)の水平投影との水平距離
			各階平面図	自動車の走行経路 開口部の位置及び面積 外周部に設けられた外壁その他防火上有効な設備の位置 長辺間の中心線の位置上の点を中心とする半径30mの任意の円並びに円内にある当該中心線により分割された部分にある開口部の位置及び水平投影の長さ
			二以上の立面図	開口部の位置
			二以上の断面図	天井、梁その他これらに類するもの 直接外気に開放されている部分
			外壁等の構造詳細図	外周部に設けられた外壁その他防火上有効な設備の構造、材料の種別及び寸法
			建築主事が認める構造であることを示す図書	長辺間の中心線上の点を中心とする半径三十メートルの円のいずれにおいても、その円内にある当該中心線で分割された部分それぞれに水平投影の長さが二十四メートル以上の開口部がある場合と同等以上の排煙に有効な機能を有するものであることを示すために必要な事項
			開口部の有効な部分の面積を算出した際の計算書	自動車車庫の床面積 開口部の有効な部分の面積及びその算出方法
			配置図	汚水排除設備の位置及び排出経路又は処理経路
			各階平面図	汚水排除設備の位置
			各階平面図	換気設備の位置 窓その他の開口部の位置及び換気の有効な部分の面積
条例第52条第1号の規定が適用される建築物			換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量
			開口部の換気の有効な部分の面積を算出した際の計算書	自動車車庫の床面積 開口部の換気の有効な部分の面積及びその算出方法
条例第52条第2号の規定が適用される建築物			各階平面図	開口部及び防火設備の位置 自動車車庫の水平投影と隣地境界線及び同一敷地内の他の建築物(自動車車庫周辺のものに限る。)の水平投影との水平距離
			配置図	自動車の走行経路 開口部の位置及び面積 外周部に設けられた外壁その他防火上有効な設備の位置 長辺間の中心線の位置上の点を中心とする半径30mの任意の円並びに円内にある当該中心線により分割された部分にある開口部の位置及び水平投影の長さ
			二以上の立面図	開口部の位置
			二以上の断面図	天井、梁その他これらに類するもの 直接外気に開放されている部分
			外壁等の構造詳細図	外周部に設けられた外壁その他防火上有効な設備の構造、材料の種別及び寸法
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			建築主事が認める構造であることを示す図書	長辺間の中心線上の点を中心とする半径三十メートルの円のいずれにおいても、その円内にある当該中心線で分割された部分それぞれに水平投影の長さが二十四メートル以上の開口部がある場合と同等以上の排煙に有効な機能を有するものであることを示すために必要な事項
			開口部の有効な部分の面積を算出した際の計算書	自動車車庫の床面積 開口部の有効な部分の面積及びその算出方法
			配置図	商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する自動車車庫であることを示す事項
			条例第54条の規定が適用される建築物	
配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
条例第66条の規定が適用される建築物	条例第66条ただし書の規定が適用される建築物	条例第66条ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	敷地の道路(第1項の表に定める幅員を有する部分に限る。)に接する部分及びその長さ 敷地の周囲の長さ
条例第67条の規定が適用される建築物	条例第67条第2項の規定が適用される建築物	条例第67条第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	敷地の道路(第1項の表に定める幅員を有する部分に限る。)に接する部分及びその長さ 敷地の周囲の長さ
条例第68条の規定が適用される建築物			付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
			配置図	幅員6m以上の道路の位置 自動車及び歩行者の道路への出入口 敷地の道路(幅員が6m以上のものに限る。)に接する部分及びその長さ 敷地の周囲の長さ
			配置図	敷地の道路(幅員が6m以上のものに限る。)に接する部分及びその長さ 敷地の周囲の長さ
			配置図	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項